

兵庫県信用組合での相続手続きのご案内

お手続きの流れ

1. 相続発生のご連絡

まずはお電話（またはご来店）にて、お亡くなりになられたお客さまについてお知らせください。

お亡くなりになられたお客さまの通帳・キャッシュカードなど（お取引内容がわかるもの）をご準備のうえ、ご連絡ください

◆ お電話でのご連絡

下記フリーダイヤルへご連絡ください。

専門スタッフが必要書類等をご案内いたします。

けんしんお客さまサポートセンター ☎ 0120-078-033

【受付時間】 月～金曜日 9:00～15:00

（ただし、土・日・祝日および12/31～1/3は除きます）

【送付先】 〒650-8790 神戸中央郵便局 私書箱1258号

兵庫県信用組合 けんしんお客さまサポートセンター

◆ ご来店でのご連絡

お近くの支店にご来店ください。

担当者より必要書類のご案内をさせていただきます。

複雑な相続手続きがより速く！より便利に！

相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報制度」この制度を利用することで、各種相続手続きのために戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります

※法定相続情報制度の詳しい内容は法務局ホームページをご覧ください

2. 必要書類のご準備

当組合所定の「相続についてのお伺い（兼相続手続開始届出書）」にご記入ください。

（ホームページ・窓口・けんしんお客さまサポートセンターにございます。）

あわせて、ご提出いただく書類の準備をお願いいたします。

※裏面1参照

3. 書類のご提出

ご準備いただいた書類は、けんしんお客さまサポートセンター宛にご郵送ください。

戸籍謄本・印鑑証明書等は、原本をご郵送ください。

※ご提出いただいた書類を確認し、不足書類のご連絡や内容確認のために、サポートセンターまたは当組合本支店からお客さまにご連絡させていただくことがございます。

4. 払戻し等のお手続き

すべての必要書類をご提出いただいてから約2～3週間で、お支払いさせていただきます。

※裏面2参照



兵庫県信用組合

1. 必要書類のご準備

ご案内に沿って必要な書類をご準備ください。

●遺言書がない場合にご準備いただく書類（例）

- ・お亡くなりになられた方の出生から死亡まで連続した戸籍謄本
- ・お亡くなりになられた方の預金通帳等
- ・現在の戸籍謄本（法定相続人）・・・法定相続人の方の最新の戸籍謄本
- ・印鑑登録証明書（法定相続人）・・・法定相続人の方の印鑑証明書（原則3ヵ月以内）
- ・遺産分割協議書（ある場合）

●遺言書がある場合にご準備いただく書類（例）

- ・お亡くなりになられた方の出生から死亡まで連続した戸籍謄本
- ・お亡くなりになられた方の預金通帳等
- ・遺言書
公正証書遺言
自筆証書遺言、秘密証書遺言 いずれも検認済のもの
- ・遺言執行者選任審判書（遺言執行者が家庭裁判所に選任された場合）
- ・相続人さま・遺言執行者さまの印鑑登録証明書

2. 払戻し等のお手続きについて

- ・サポートセンターへご提出いただいた戸籍謄本等の原本は、簡易書留にてご返却させていただきます。